

## 「引越しキャンペーン 2026」実施規約

北海道電力株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「引越しキャンペーン 2026」（以下「当CP」といいます。）について、実施規約を以下のとおり定めます。

### 1. キャンペーン期間

当CPの実施期間は、2026年2月2日から2026年5月29日までといたします。

### 2. 特典内容

2026年8月目途に、次の特典を進呈いたします。

#### ○電気ご契約特典

応募いただいたお客さまの中から抽選<sup>※1</sup>で合計7,000名さまに以下の特典を進呈いたします。

区分	当選者数	特典
		エネモポイント <sup>※2</sup>
<特賞>	200名さま	10,000 ポイント
<A賞>	500名さま	5,000 ポイント
<B賞>	1,000名さま	3,000 ポイント
<C賞>	1,500名さま	1,000 ポイント
<D賞>	3,800名さま	500 ポイント

※1 特典進呈を以って、当選通知に代えさせていただきます。

※2 当社が運営するインターネットサービス「ほくでんエネモール」におけるポイントサービスをいいます。

#### ○都市ガスご契約特典（追加特典①）

応募いただいたお客さま全員にエネモポイント3,000ポイントを進呈いたします。

#### ○電気需給開始・終了同時申込ご契約特典（WEB限定）（追加特典②）

応募いただいたお客さま全員にエネモポイント1,000ポイントを進呈いたします。

### 3. 対象となるお客さま

引越しに伴い、当CPの実施期間内に、当社へ新たに電気需給契約を申込みのうえ当CPに応募され、かつ、各特典に応じた次の適用条件を満たすお客さまを対象といたします。

なお、各特典の進呈は、一つのほくでんエネモールアカウントにつき、一回限りといたします。

#### （1）電気ご契約特典の適用条件

- a. 電気の需給開始日が2026年2月2日から2026年5月31日までの期間内であること
- b. 以下の電気料金プランでご契約いただくこと  
エネとくポイントプラン／エネとくSプラン／エネとくMプラン／エネとくLプラン／  
エネとくシーズンプラス
- c. 2026年7月分の電気料金のご請求額の合計金額が500円（税込）以上であること
- d. 2026年7月31日までにほくでんエネモールにて、電気料金プラン情報を登録し、「ほくでん  
エネモール利用規約第2章」に定めるポイント会員登録が完了していること

e. 電気の需給開始日以降、当社と1年以上解約することなく電気需給契約を継続いただくこと

(2) 都市ガスご契約特典（追加特典①）の適用条件

a. ガスの需給開始日が2026年2月2日から2026年5月31日までの期間内であること

b. 以下のガス料金プランでご契約いただくこと

ほくでんガスプラン（一般料金）／ほくでんガスプラン（FF暖房給湯）／

ほくでんガスプラン（家庭用セントラルヒーティング）〔ホッと上手〕／

ほくでんガスプラン（暖房プラス）

c. 原則として、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象する、当社が別に定める電気ガスセット割引要綱の適用を受けること

(a) 同一の需要場所において、同一の名義により、当社が指定する契約種別（インターネット上の当社所定のウェブサイトにおいてお知らせいたします。）の電気の需給契約と、当社が指定する契約種別（インターネット上の当社所定のウェブサイトにおいてお知らせいたします。）のガスの需給契約を契約されること。

(b) 当社が、当社の定める方式により、この供給条件により算定されたガス料金と(a)に該当する契約種別の電気料金を継続して一括して請求できること。

d. 2026年7月31日までに(1)dに定めるほくでんエネモールのポイント会員登録が完了していること

e. ガスの需給開始日以降、当社と1年以上解約することなくガス需給契約を継続いただくこと

(3) 電気需給開始・終了同時申込ご契約特典（追加特典②）の適用条件

a. 「(1) 電気ご契約特典の適用条件」を満たすこと（ただし、(1)cは除きます。）

b. 当社所定のWEBページから電気の需給開始・終了のお申込みをいただくこと

4. 注意事項

○引越しを伴わない電気需給契約のお申込みは、当CPの対象外となります。

○ガス需給契約のみのお申込みは、当CPの対象外となります。

○都市ガスご契約特典（追加特典①）の適用を受けるお客さまで、ガス需給開始後1年未満で当社とのガス需給契約を解約された場合、当社は、3,000円を精算金としてお客さまから申し受けます。ただし、お客さまの止むを得ない理由（転居等）により、当社とのガス需給契約の継続が不可能となる場合を除きます。

○電気需給開始・終了同時申込ご契約特典（追加特典②）の適用を受けるお客さまで、電気需給開始後1年未満で当社との電気需給契約を解約された場合、当社は、1,000円を精算金としてお客さまから申し受けます。ただし、お客さまの止むを得ない理由（転居等）により、当社との電気需給契約の継続が不可能となる場合を除きます。

○追加特典の適用を受けるお客さまが、需給契約期間において、当社から提供する賞品（エネモポイントのほか、商品券等の物品を含む景品類をいいます。）の金額（他のキャンペーン等を併用された際は、他のキャンペーン等で提供した賞品の金額との合計金額といたします）が、料金の20%を超過している場合、その超過分相当額を精算金として申し受けます。

5. 応募方法

○当CPは、当社所定の応募専用WEBページから応募いただきます。